

県道35号の 特別通過交通制度の適用

県道35号（いわき浪江線）の特別通過交通が始まります。

これまで、浪江町井手から南へは帰還困難区域である双葉町および大熊町を通過することになるため、一般車両の通行が制限されていました。

この度、特別通過交通の実施に向け関係機関などとの協議を行い、準備が整ったため、右記の日時から特別通過交通制度の運用を開始します。

■運用対象路線

県道35号いわき浪江線（浪江町大字井手地内）～国道288号（大熊町地内）

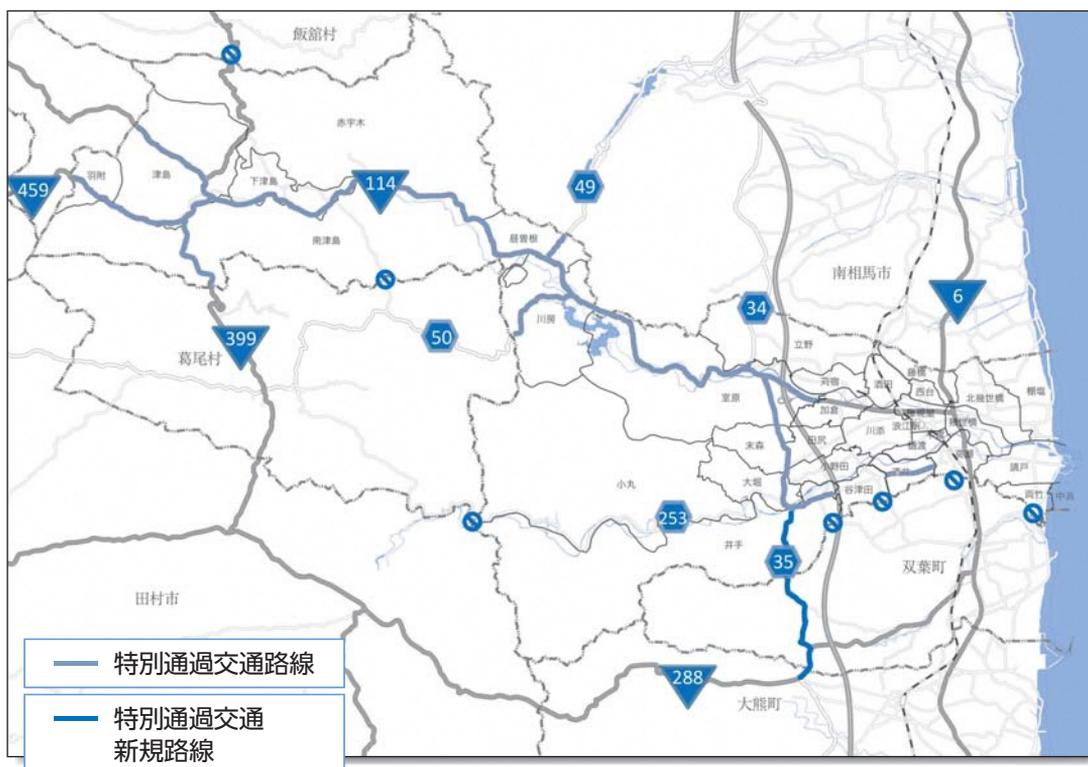
■運用開始日

令和元年9月5日（木） 12時から

特別通過交通制度運用開始後の帰還困難区域への一時立入り方法について

県道35号（いわき浪江線）の特別通過交通の適用により、通行証の所持・確認を要せずに通過することが可能になりました。なお、県道35号（いわき浪江線）から帰還困難区域への立入りをする際は、これまでどおり、別途申請が必要です。申請については、一時立入り受付コールセンターまたは浪江町役場へ事前に申し込みください。

また、二輪車などでの通過、双葉町および大熊町への立入りはできませんので注意してください。



一時立入り受付コールセンター

☎ 0120(220)788

受付時間 8時～20時（平日）
8時～17時（土・日曜日・祝日）

浪江町役場総務課防災安全係（一時立入担当）

TEL 0240(34)0222

受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）